

春季休業中の生活心得

生徒指導課

先日、政府は3月13日より屋内・屋外を問わずマスクの着用について個人の判断にゆだねる方針を発表し、5月には新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを変更するなど、今後は社会・経済活動の活性化に向けた取り組みが推進されていきます。

このようにコロナ前の生活様式が戻りつつありますが、生徒の皆さんは引き続き適切な感染症対策の継続をお願いします。(マスクの着用は自由とします)

- 1 この休業時期は、1年間の学業生活を振り返り、新年度に向けて生活のリズムを乱さず規則正しい生活を心がけること。
- 2 個人またはグループでの旅行を、実施する場合には、感染症対策をとり、綿密な計画を立て保護者等の承諾を得ること。
- 3 感染者、濃厚接触者、マスクの着用の有無に対する偏見や差別は許されません。
- 4 開放感から、生活のリズムを乱し、不健全な遊びや問題行動(いじめ、暴力、万引き、乗物盗、危険ドラッグ使用、飲酒、深夜徘徊等)を起こさないこと。発覚した場合は、特別指導の対象となる。
- 5 法令で入場が禁止されている場所、パチンコ遊技場、盛り場等には立ち入らないこと。
- 6 バイク・自動車を運転する場合は、交通規則をよく守り、交通安全、事故防止につとめること。
- 7 いわゆる「出会い系サイト」等は絶対に利用しないこと。また、インターネットやスマートフォン(携帯電話)を使用する際はマナーを守るとともに、SNSにより他人を誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害したりしないこと。発覚した場合は警察の介入もありえる。さらに、情報サービスや有料サイトの料金トラブルに巻き込まれないよう注意すること。
- 8 万一、事故や困ったこと等があった場合には、すみやかに学校またはホーム担任に連絡や相談をすること。また、心身に不調を感じている場合は、24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310(通話料無料)なども活用してよい。

学校の電話番号 (076) 243-2166